(3)委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告 (議案審議表付)

○内閣委員会

内閣提出法律案 (三件)

73 合昭 法和	35	34 別地 措域	番 号		
の年金の額の改定の特例に関する法律案に六十二年度における国家公務員等共済組	恩給法等の一部を改正する法律案	置に関する法律案の対策特定事業に係る国の財政上の特別	件		
"	"	衆	院議先		
_	_	六二、二二三	月	提	
三三	=======================================	=======================================	日	出	
予	拿	二 (予)	付委 員 託会	参	
可五宝	可 来 決	可空、完美	議委 員 決会	議	
可	可	可二、三元	議本会決議	院	
大三章	117111	△、→、 → 1 +	付委 員 託会	衆	
修 五三 正三	修五元正	可ご、三元	議委 員 決会	議	
修五三	修 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	可二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	議本 会 決議		
			储	備	
			考	考	

法律案(閣法第三四号)地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する

要旨

本案は、現行の地域改善対策特別措置法が昭和六十二年

政上の特別措置について定めようとするものであつて、そ実施を図るため、当該事業に係る特別の助成その他国の財が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な法措置として提出されたものであり、国及び地方公共団体三月三十一日をもつて失効することにかんがみ、新たな立

の主な内容は次のとおりである。

一、地域改善対策特定事業

- 世域改善対策特定事業とは、地域改善対策特別措置地域改善対策特定事業とは、地域改善対策特別措置
- ならないものとすること。
 定事業を円滑かつ迅速に実施するように努めなければ国国及び地方公共団体は、協力して、地域改善対策特

二、国の財政上の特別措置

- ること。 範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとす国の負担または補助については、原則として、予算の国の負担または補助については、原則として、予算の 「国の負担または補助に係る地域改善対策特定事業の
- できるものとし、資金事情の許す限り、政府資金をも費については、地方債をもつてその財源とすることが」、地方公共団体は、地域改善対策特定事業に要する経

つてその全額を引き受けるものとすること。

の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとするものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税の額に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定した」 地方公共団体が地域改善対策特定事業に要する経費

三、有効期間等

□ 現行の地域改善対策特別措置法の失効に伴い必要な和六十七年三月三十一日をもつて失効するものとするい。 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行し、昭

委員長報告

経過措置等を設けること。

な事業を実施するため、地域改善対策に関する最終の特別国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、内閣を員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。本法律案は、現行の地域改善対策特別措置法が本年三月本法律案は、現行の地域改善対策特別措置法が本年三月本法律案にのきまして、内閣国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、内閣国の財政上の特別措置に関する法律案にのきまして、内閣国の財政上の特別措置に関する法律案に任る

法として提出されたものであります。

その内容は、地域改善対策事業が実施された対象地域にであるのであります。

こととしております。するほか、現行法の失効に伴い必要な経過措置等を設けるなお、この法律の有効期間を本年四月一日から五年間と

会議録により御承知願いたいと存じます。選のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は発活動と国の責務との関係、地域改善対策協議会委員の人法案との関係、現行事業の見直し基準、公益法人による啓委員会におきましては、同和対策審議会答申の精神と本

立と国の補助率の引き上げ等を内容とする修正案が提出さ委員より、同和行政の適正化実現のための制度的保障の確質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して吉川

れました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

要旨

あつて、その内容は次のとおりである。
お受給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとするもので別年金について特別の改善を行うこと等の措置を講じ、恩別年金について特別の改善を行うこと等の措置を講じ、恩本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額を増額

一、恩給年額の増額

昭和六十一年における公務員給与の改定、消費者物価

和六十二年四月分から、一律二・○兎引き上げること。和六十二年四月分から、一律二・○兎引き上げること。の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給の年額を、昭

二、普通恩給等の最低保障額の増額

年四月分から、二・○兎引き上げること。普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和六十二

短期在職者についてもこれに準じた引き上げを行うこと。職者の場合六十二万七千二百円に引き上げるとともに、め、三年計画の最終年度として、同年八月分から長期在め、三年計画の最終年度として、同年八月分から長期在さらに、普通扶助料の最低保障額については、厚生年

三、寡婦加算の増額

あつては十二万五千五百円にそれぞれ引き上げること。お事婦加算の額との均衡を考慮して、昭和六十二年八月る寡婦加算の額との均衡を考慮して、昭和六十二年八月を事団扶助料に係る寡婦加算の年額を、公的年金におけ

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低四、公務関係扶助料の最低保障額等の増額

保障額を、昭和六十二年四月分から、二・○兎引き上げ

ること。

に引き上げること。加算の増額措置に準じて、同年八月分から、十万四百円加算の増額措置に準じて、同年八月分から、十万四百円また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、寡婦

昭和六十二年四月分から、二・〇g引き上げること。増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、五、傷病恩給の基本年額の増額

六、傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

通扶助料の最低保障額との均衡等を勘案して引き上げる分から、二・○%引き上げ、さらに同年八月分から、普傷病者遺族特別年金の基本年額を、昭和六十二年四月

同年八月分から、五万七千円に引き上げること。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、

ے مح

給の年額を引き上げること。昭和六十二年四月分から、傷病恩給受給者に係る扶養加昭和六十一年における公務員の扶養手当の改善に準じ、七、扶養加給の増額

恩給外所得による普通恩給の一部停止に関する基準に八、恩給外所得による普通恩給の停止基準の改正

ついて、昭和六十二年七月から、その停止率を引き上げ

ること。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が

行われている。

委員長報告

律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法

を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十一年における公務員給与の改定、本生四月分以降、一律に二多増額するとともに、普通を、本年四月分以降、一律に二多増額するとともに、普通があこと、寡婦加算、遺族加算及び傷病恩給に係る扶養加けること、寡婦加算、遺族加算及び傷病とからともに、普通治を増額すること、恩給外所得による普通とともに、普通治を増額すること等所要の改正を行おうとするものであります。

行われております。なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が

委員会おきましては、増額改定のあり方、公務扶助料の

会議録によつて御承知願いたいと存じます。処理の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は改善、最低保障額と生活保護基準との関連等のほか、戦後

一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしまし質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会

ナ_こ。

一致をもつて行われました。なお、本法律案に対し、九項目にわたる附帯決議が全会

以上、御報告申し上げます。

の改定の特例に関する法律案(閣法第七三号)昭和六十二年度における国家公務員等共済組合法の年金の額

要旨

本案は、国家公務員等共済組合法の年金の額について、 四部公務員等共済組合法の年金について、昭和六十年 でようとするものであつて、その内容は次のとおりである。 でようとするものであつて、その内容は次のとおりである。 でようとするものであつて、その内容は次のとおりである。 はようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

数の比率を基準として、昭和六十二年四月分から○・六

%増額改定すること。

行われている。

「たときは、国家公務員等共済組合法等に定める年金額の自動改定措置が講じられたものとみなすこと。

なお、衆議院において施行期日について所要の修正がれたときは、国家公務員等共済組合法等に定める年金額

委員長報告

本法律案は、厚生年金及び国民年金の改定措置にならい、員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委

者物価指数の比率を基準として、本年四月分からその額を昭和六十年の消費者物価指数に対する昭和六十一年の消費退職共済年金等の国家公務員等共済組合法の年金について、

ります。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が

増額改定するほか、所要の措置を講じようとするものであ

行われております。

委員会におきましては、社会経済情勢に応じた年金改定行すれては、

係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録にのあり方、国鉄共済年金の今後の救済策、恩給改定との関

よつて御承知願いたいと存じます。

- 5 一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしまし質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会

た。

以上、御報告申し上げます。